#### 89年度社会科学

## \* これは実際の試験問題ではありません。 (This is NOT the actual test.)

No.000001

受験番号			

学習能力考查

# 社会科学

### 資料及び問題

指示

# 係りの指示があるまでは絶対に中を開けないこと

- 1. この考査は、資料を読んで、あなたがその内容をどの程度理解し、分析し、また総合的 に判断することができたかを調べるためのものです。
- 2. この冊子は前半が資料で、後半に 32 の問い(1-32)があります。
- 3. 考査時間は、「考査はじめ」の合図があってから正味 70 分です。 資料を読む時間と解答 を書く時間の区切りはありませんから、あわせて 70 分をどう使うかは自由です。
- 解答のしかたは、問題の前に指示してあります答えが指示どおりでないと、たとえそれ が正解であっても無効になりますから、解答の仕方をよく理解してから始めてくださ 11
- 5. 答えはすべて、この冊子といっしょに配られる解答用カードの定められたところに、指 示どおりに鉛筆を用いて書きいれてください。一度書いた答えを訂正するには、消し ゴムできれいに消してから、あらためて正しい答えを書いてください。
- もしなにか書く必要があるときは、必ずこの冊子の余白を用い、解答用カードには絶対 に書き入れないでください。この冊子以外の紙の使用は許されません。
- 7. 「考査やめ」の合図があったらただちにやめて、この冊子と解答用カードとを係りが集 め終わるまで待ってください。集める前に退場したり用紙をもちだすことは、絶対に 許されません。
- 8. 指示について質問があるときは、係りに聞いてください。ただし資料と問題の内容に関 する質問はいっさい受けません。

「受験番号」を解答用カードの定められたところに忘れずに書きいれること

#### 一 問題提起

日米の仕事観について、わが子のために阪神タイガースの仕事も捨てた R・バース型と、 父の死にも舞台を離れなかった中村勘九郎型があるという。日本では、サラリーマンは、 企業戦士とか猛烈社員といわれるほど働きすぎで、健康を損なうだけでなく、過労から死 亡するものまで出ている。たしかに、職場への帰属意識と献身的犠牲を強く求める空気が ある。事態は、企業間の競争だけでなく、その職場構成員の間での、企業に対する激烈な 忠誠競争によって増幅されている。このように、サラリーマンは自分を見失う危険な状況 の中で生きている。次に、政治的にみれば、戦後保守政党が長期単独に政権を担っている ことの結果として、憲法に抵触する事実が作り出されると、国民は、はじめ反対しながら、 やがてその既成事実の前に黙ってしまう。これは、反対などしないで「長いものには巻か れる」という処世訓のいうとおりである。

こうした状況をみれば、自分を大切にして生きていく社会をどのように作ればよいのか、 わたしたちは問わなければならない。この問題を以下考えてみたいが、その際、よく知ら れている素材を二つ取りあげたい。一つは、「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」(弘 安国「古文孝経序」)である。もう一つは、夏目漱石の政治意識である。とくに漱石を重視 するが、それは、文学者としてよく知られ、しかも当時の思想界、知性人の中で抜きんで た存在でありながら、なお、彼の中に今日でも解決されないまま我々の引きずっている問 題がある、と思われるからである。

#### 二 「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」

「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」という古い戒律がある。これは、君主が君主 としてあるべきことをしないとしても、臣下はこの君主に服従して臣下の義務を果たすべ きであるという。そしてこれは、封建的な絶対服従の倫理を表している。ところが、ヨー ロッパの封建制、儒教の君臣道徳、日本の武士道徳を比較した研究によると、この戒律か らは違った側面も読み取ることが出来る。それを少し紹介しよう。

ヨーロッパの封建的な君臣関係は、相互的な契約すなわち封建契約に基づく。だからそ れを一方的に破る君主に対しては、臣下は団結して抵抗したのである。この抵抗権は、直 ちに近代の抵抗権に発展したわけではないが、その歴史的な基盤として記憶されるべきで ある。次に、儒教には、ヨーロッパとは違った面がありながらも、相互的な契約の性格が あるといわれる。君主が君主の役割を果たさなければ、すなわち「君君たらざれば去る」 のだそうである。ところが、日本では、君主が君主の役割を果たさなくても、「去ってはな らない」のである。一方的に無条件で臣下は君主に服従しなければならない。このことを 明治憲法の前文でいうならば、臣民すなわち国民は、天皇に対して「忠実勇武ニシテ国ヲ 愛シ公二<sup>%が」</sup>うのでなければならない。天皇を批判したり天皇に刃向かう、あるいは天皇 の政府に抵抗することは、ここからは出てこない。したがって、臣下は宿命としてこの場 にいて君主に仕えなければならない。そうすると、君主が悪い場合、臣下は、逃げ出すこ とはできないから、君主のあり方をかえるという強い能動的な態度をとらなければならな い。それが「謙爭」である。これは面と向かって謙めることである。したがって、ここに は消極的受動的な恭順の契機よりも、積極的能動的な契機が表れている。有名な例をあげ れば、織田信長が乱暴者であった青年時代に、家臣の平手政秀は死をもってその乱暴を諌 めたという。したがって、政治倫理として、自分の所属する集団が悪ければさっさと去る という淡泊な態度と、あくまで諌争するしつこい態度との間に、思想的な相違を見ること ができる。しかし、そうした諌争は、権力者に立ち向かうとき、己の生命と引き換えにな っている危険を見落とすことはできない。そのために諌争にはたしかに絶対服従という消 極的受動的倫理にとどまらない、それゆえに積極的能動的倫理が現れている。しかしこの 積極的能動的倫理は、だれでもが持てるものではなく、特殊なエリート層に限られてしま う。したがってそれは、臆病で勇気を持たない大衆を、政治的変革の主体に転換させるこ とに役立つ倫理であるかどうかは疑問である。

三 漱石の政治意識

1. 夏目漱石の『草枕』(1906)の主人公の画家は、人情と理屈を通すことのどちらにも 加担できなく、「兎角人の世は住みにくい」と嘆く。しかし、主人公は、その中間に生きる 道をさがす。そこで次のようにいう。

「<u>人の世</u>を作ったものは神でもなければ鬼でもない。矢張り向う三軒両隣りにち らゝゝする唯の人である。唯の人が作った<u>人の世</u>が住みにくいからとて、越す国はあ るまい。あれば<u>人でなし</u>の国へ行く許りだ。人でなしの国は人の世よりも猶住みにく からう。」

この文章は、神や鬼のいる超自然的彼岸から、「人の世」、したがって、社会と国家の根 拠を考えるのでなく、人間のいる世界内在的此岸から考えている。すなわち主人公は、「向 う三軒両隣りにちらゝゝする唯の人」から考えている。しかしこの「唯の人」が「人の世」 を「作る」とはどういうことであるか。「作る」とは、「人の世」が人々から構成されてい る事実を単純に記述的に述べているのか、それとも、人々が相互に契約をかわして人為的 に構成する社会と国家を規範的に述べているのか。そこで、存在しているものをそのまま 前提する社会学的な認識、あるいは、存在していないものを存在させるべく規範的に構成 する法学的な認識、これら二つの認識のどちらで、漱石は「作る」を述べているのだろう か。この問題を考えるために、もっとひろく漱石の政治意識を研究すると、彼の個人主義 が注目される。その特徴は、彼が学習院で講演した『私の個人主義』(1915)の中に表れて いる。この講演を手がかりに考えてみよう。その内容に即してみれば、彼が個人主義を論 じるのは二つの方向においてである。すなわち、その一つは、自己本位の主張とその展開 についてであり、もう一つは、自己本位の主張と国家とのかかわりについてである。以下

> S S 2

順次検討してみよう。

 ところで、漱石の個人主義の特徴を明らかにするのに、なにか判断の道具が必要であ る。そこでとりあえず、フランスの人権宣言(1789)を分析の道具としたい。まずその第4 条は参考になる。すなわち「自由は、他者を害しないすべてをなし得ることに存する。そ の結果各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれら同種の享有を確保すること以外 の限界をもたない。これらの限界は、法(loi)によってのみ、規定することができる。」こ の有名な自由の規定は、いうまでもなく自由を自然権の一つとしてとらえている(人権宣 言のいう人権は、自然権と同義語と考える)。そしてこの自由の確保は、他者の自由の権利 を確保するところに限界があり、しかもその限界は法によって規定される。そうすると、 自由の限界は、個人が他者を害することはできないところにあり、しかも害したかどうか は法の規定に照らして判断される。ここには、中世的な人の支配から法の支配への転換が 現れている。また、この人権宣言は、正式には、「人と市民の権利宣言」といわれるように、 「人」と「市民」を区別している。「人」は、政治社会にとらわれない、あるいはそれを超 えた普遍的な人間をさし、「市民」とは、政治社会を構成する単位としての人間をさす。そ れゆえに、人権宣言は、「人」と「市民」の両面にわたって人権を保障しようとしている。 次に、人権宣言は、自由の限界を他者のための同等の権利確保に見いだしているように、 本質的に自己の自由と他者の自由を不即不離なものとして理解している。その上で、自由 の限界の内容を法によって定めようとしている。ところで、「法は、一般意志の表明である」 (第6条)といわれる。すなわち、すべての市民が自身でまたはその代表者を通して、そ の制定に協力してできた結果が、一般意志としての法である。それゆえに、すべての市民 が法の制定に加わり、自分たちの制定した法の下に平等に自分たちを置く。法の下にすべ ての人を平等な個人として位置づける。このようにしてフランスの人権宣言は少なくとも 社会構成員の間で、自分たちより力のある中間的存在を認めず、もしあればかかる存在を 解体する。したがって、法は中間的存在になろうとする勝手な行為を限界づける。それゆ えに、法の下における平等原則から中間的存在を解体して自由を保障するというのは、人 権宣言の理解として誤りではない。しかし、人権宣言は、そのように法の下の平等原則か ら中間的存在を解体して自由を保障する前に、第1条において、「人は、自由かつ権利にお いて平等なものとして出生し、かつ生存する」といい、しかもかりに社会的区別を認めな ければならないとしても、それは「共同の利益」によるといっていることを思い出さなけ ればならない。すなわち、人権宣言は、個人の自由と平等を生まれながらの権利すなわち 自然権と考え、それらの権利は、国家より先にある、したがって、はじめから私とあなた の間に、すなわち私人間に存在すると前提して、この前提の上で政治的組織としての国家 を考える。その目的は、自由と平等の保障である(第2条)。それゆえに、人権宣言の論理 でいえば、各人の自由を保障しようとすれば、それは私人間における自由を保障すること によってであり、私人間における自由を保障しようとすれば、それは市民と国家の間にお ける自由すなわち市民的自由を保障することによってである。そして、この自由を政治的 組織に対し担保するものとして、圧制への抵抗という自然権を宣言している(同条)。

3.(1) 自己本位の主張とその展開について

漱石は『私の個人主義』の中で、自己本位の主張をとらえるにいたった精神史を述べ、 自分が納得しない意見をいわない立場を自己本位と主張する。それは自分の幸福のために 絶対必要であるという。また個人主義、個性の発展、個人の自由、自由と独立、これらと 自己本位をほとんど同義語で使い、自己本位を「世界に共通な正直といふ徳義」から由来 するという。それゆえにこの立場は、個人の内部に根をもつが、しかし、個人の内部にと どまる閉鎖的なものでなくて、世界に開かれ普遍性をもった個人主義(individualism)と 共通する。

それでは、漱石は、世界に開かれ普遍性をもった個人主義的な自己本位すなわち個性の 発展を、どのように展開するか。この議論は、個人が他者とかかわる原因と、さらに他者 とかかわるあり方を述べた社会倫理の説明に相当する。以下他者とかかわる原因とそのあ り方を検討してみよう。

漱石は、個性の発展の上で注意しなければならないものとして権力と金力を指摘す る。すなわち彼によれば、権力にも金力にも自分の個性を他人の頭の上に押しつける性質 がある。たとえば、兄が自分の個性を弟に強制する場合のように。しかし、それは本当に は兄の個性の発展にならない。というのは、個性の発展は自他の区別を忘れたものであっ てはならないし、他人の個性の発展を尊重するものでなければならないからである。

そこで、漱石の主張を整理すると、個人が他者とかかわる原因は、個性の発展の延長上 で他者と出会うからであり、他者とのかかわり方は、他者の個性の発展を妨げないもので なければならない。なぜなら、個性の発展は、自分勝手とは違って自己完結するものでは なくて、世界に開かれた普遍性を持っていなければならないからである。そうすると、個 性の発展の中に、はじめから一つの尺度すなわち内在的制約が前提されている。もしその 尺度の範囲を越えて他者にかかわれば、その行為は、あるべき尺度、それゆえに道徳的な 内在的制約を破っていることになる。それゆえに、個性の発展に値しない自分勝手な行為 は、他者の個性の発展を妨害するであろう。したがって、個性の発展を尊重することは、 相互的でなければならないが、それは相手の出方に決して依存しない一方的な行為、他者 によりかからない自律した行為である。それゆえに、漱石は、自己本位の立場を貫くとき の孤立した寂しさを隠さない。しかしながら、視点を変えてみると、以上検討した個性の 発展の道徳的な内在的制約の論旨は、個性の発展そのものより内在的制約の方を強調して いる。というのは次のようにいえるからである。すなわち、議論の核心をなす個性の発展 は、元来人間の尊厳に基づく多様性に富んだ複雑なもののはずであって、簡単に合理的に 定義できないものである。それなのに、漱石は、個人主義を論ずるとき、多様性に富んだ 複雑な個性の発展より、個性の発展を限界づける内在的制約の方を強調している。はたし

SS

4

て、そんなに簡単に個性の発展を限界づけることができるだろうか。

こうした漱石の個人主義は、すでに述べた人権宣言の自由とかなり相違している。 第一に、人権宣言は、人の国家に対する法的な権利として自由を考えているが、漱石は、 兄と弟の例題のように、著しく道徳的なものとして個人主義すなわち自由を考えている。 そのために、漱石は、権力や金力を背景に自分の個性を他者に強制することをとても嫌う。 なぜかといえば、漱石の個性の発展は、その内在的制約に反して他者のそれを妨げてはな らないという道徳的規律にしたがっているからである。漱石は、こうして自己の道徳的一 貫性に対し強い関心をもっている。

第二に、人権宣言は、自己と同様の権利を他者のためにも確保するという。ところで、 たしかに、漱石の個人主義にも、相互的に個性の発展を尊重する主張がある。しかし、そ の主張は、兄と弟の例題のように、個性の発展の尊重を道徳的に論じていて、人権宣言の ように自己と同様に、他者のために確保することまで論じていない。そうすると、彼のい う個性の発展の相互的な尊重とは、基本的に自分が相手を尊重するように、相手も自分を 尊重してくれというものであって、自分と直接かかわりのない場合は、自分には発言権は ない。したがって、漱石は自己の自由の発展に主眼をおいて他者の尊重をいうが、他方人 権宣言は、自由の確保は他者と同様自己の課題であり、自由の侵害がどこかで起これば、 それは自己の課題になるというので、これら両者の間には重要な相違が生じてくる。

第三に、人権宣言は、人・市民の国家に対する関係で自由の保証を考えている。ところ が、漱石は、私とあなたの間、すなわち私人間における自由(以下便宜上「私的自由」と 呼ぶ)を年頭においている。それゆえに、漱石は、自己本位とその展開の説明では、人権 宣言のような人・市民と国家との間における自由(以下便宜上「市民的」と呼ぶ)を念頭 においていない。そうすると、彼の自由の要求の主要な関心は、どこに向けられているの だろうか。それは、政治社会をグローバルにみれば、市民と国家の間に介在する中間的存 在、小君主、小暴君、封建的勢力に向けらていたのではないか。たとえば、彼は、弟子に 自己の意見を強制することを避けたように、自分がそのような存在になることをかたくな にまで拒んだことにみられる。

第四に、人権宣言は、自由を限界づけるものとして、法を指摘する。ところが漱石が個 性の発展の限界としてかかげたものは、自己の内部にある道徳的な内在的制約であって、 人権宣言のように市民相互問で論争可能な客観的な法ではない。したがって、漱石の自由 の限界は、第三者と論争可能な性格をもたない。実際、視点をかえれば、限界の指摘は権 利の主張にもなるから、客観的な法が個性の発展を制限するまでは、人は自由に行為して かまわないし、その行為を妨げるものとは、他者と共にたたかうという人権宣言の主張も 生まれる。ところが、漱石の主張は道徳的であるから、他者に要求する権利の性格を持た ない。そのように人権宣言と漱石は異なる。そうならば、漱石の個性の発展は、他者のそ れを妨げはしないかとおそれ、やや憶病で、ひ弱で、内向的でうじうじし、心理的に屈析 している。そのために、漱石の主張は、個性の発展を妨げるものとたたかう圧制への抵抗 という、社会連帯的な強靱な意志と精神からはほど遠い。

(2) 自己本位すなわち個人主義と国家との関係について

また、漱石は『私の個人主義』の中で、自己本位すなわち個人主義と国家主義との関係 についても論じている。

漱石は次のようにいう。

自分のいう個人主義は、他の存在を尊敬すると同時に自分の存在を尊敬すること だから、「俗人の考へてゐるやうに国家に危険を及ぼすものでも何でもない」、「事実 私共は国家主義でもあり、世界主義でもあり、同時に又個人主義でもある」。個人の 自由は「国家の安危に従って、寒暖計のやうに上がったり下がったりする」。そのよ うに、国家が危うくなれば個人の自由が制限され、国家が泰平のときには個人の自 由は膨張する。「国家が亡びるか亡びないかといふ場合に、疳違いをして只無闇に個 性の発展ばかり目懸けてゐる人はない筈」である。

漱石は世界主義を特に述べていないので、それと個人主義の関係を論ずることはできな いが、個人主義と国家主義が相関連しつつ、しかも反比例する関係にあることを述べたと ころは注目に値する。

第一に、個人主義と国家主義は、一本の寒暖計の目盛りの上下の関係として述べられる。 しかし、その上下は、個人主義と国家主義の相互関係で左右されるのでなくて、国家の安 危というそれら以外の条件によって左右される。すなわち、国家の安危によって、個人主 義と国家主義は相関連し変動する。そうすると、個人主義の内容そのものである個性の発 展や自由と独立も、国家の安危によって寒暖計の上下のように、制限を受けたり、受けな かったりするということである。

第二に、漱石は、もちろん個性の発展の自由を欲するので、安易に国家の危機を持ち出 して個人主義を制限することに反対する。それだから彼は、まったく平和な安全なときに は国家の活動を小さくして、個人主義の余地を拡大し、反対に国家の危機存亡の戦争のと きには逆にする。したがって、その国家観は、国家の機能を外敵からの防御に重点をおく。 また国家は個人の活動に極力干渉しない。それゆえに、全体としてみれば、それは、自由 放任に基づく自由主義的国家観に属する。それゆえに、漱石のいう個人主義は、個人と国 家との間における自由としても考えられていて、フランスの人権宣言の市民的自由と類似 している。しかし、違うものがあるように感じられるから、以下注意して検討していきた い。

第三に、漱石は個人主義と国家主義を国家の安危の状況で相関連させるから、そこには まったく安全な平和なときと国家の危機存亡の戦争のときとの両極端の思考が強く前面に 出ていて、いわばその中間にある日常的な状況における両者の関連という思考は、相対的 に背後に退いている、あるいはあいまいである。そこであえていうならば、日常的な状況 において個人主義あるいは自由を保証する国家観が欠如している、ないし不鮮明である。

SS

このような国家観の欠如ないし不鮮明は、それ自体政治意識の未成熟な社会の反映と考え なければならないであろう。なぜなら、フランスの人権宣言の市民的自由の場合には、個 人主義と国家あるいは自由と国家は、日常的なレヴェルで当時の政治的現実に本質的に関 係しているからである。

こうして、漱石の意識では、人権宣言の市民的自由を日常的に尊重する自由主義的 国家観と、日常的に個人主義あるいは自由を十分保障しない国家観との間には区別はない。 そのために、後者が、あたかも前者と同じである、あるいは、両者はどこかで結び付いて 互いに併存している、代替的ないし相補的であるかのように受け取られかねない。それゆ えに、人権宣言における圧制への抵抗を秘めた国家への強い不信感と緊張感は、漱石には ない。たとえば、国家への不信感をもちながらも、実際に支配している国家の活動を無批 判に素朴に容認する傾向がある。すなわち、一方では国家への不信と、他方では国家への 依存という両面が漱石に見られる。しかしそうはいっても、漱石は、国家の活動のすべて を容認するほど依存しない。次の例を見てみよう。

漱石は、明治天皇の葬儀(1912)にあたって、東京帝国大学法学部の研究機関誌『法学協会雑誌』に乞われて「明治天皇奉悼之辞」を寄稿した。ところで、この「奉悼之辞」の 内容をみる前に、漱石がどのような気持ちで明治天皇をみていたかを少し検討しておきたい。漱石の弟子小宮豊隆によると、漱石は、明治天皇を敬愛した。それは彼が明治天皇の治下、明治と共に成長したからであった。それだから、漱石は、明治天皇の病気の常ならないことすなわち不例を聞き、心を痛め、その崩御の知らせに心細く感じた。また小宮によると、漱石は、自分がそうも感しないのに大袈裟にそれを感じたかのごとくに装い、オベッカを使う新聞の極度に仰山過ぎる言葉使いを虚偽として非難し、彼は率直に誠実に奉悼の意を表現したという。ではその「奉悼之辞」をみてみよう。

「過去四十五年間に発展せる最も光輝ある我が帝国の歴史と終始して忘るべからざる / 大行天皇去月三十日を以て崩ぜらる / 天皇御在位の頃学問を重んじ給ひ明治三十 二年以降我が帝国大学の卒業式毎に、行幸の事あり日露戦役の折は特に時の文部大臣 を召して軍国多事の際と雖も教育の事は<sup>\*2</sup>2<sup>5</sup>にすべからず其局に当る者支く励精せよ との勤、説<sup>2</sup>[天皇の命今]を賜はる / 御重患後臣民の祈願其効なく遂に崩御の告示に会 ふ我等臣民の一部分として籍を学界に置くもの顧みて / 天皇の徳を欜い / 天皇の恩を 憶ひ謹んで哀衷を巻首に展ぶ」( / 印は改行を表す )。

この「奉悼之辞」からうかがえることであるが、漱石は明治天皇の治世を光輝あるもの として肯定的に評価している。さらに、学問の府である東京帝国大学の機関誌への寄稿文 の性格から、学問を尊重する方向で「奉悼之辞」を書いている。しかし、この「奉悼之辞」 の中で、明治天皇が日露戦争時に軍国と学問を両立させたことに、漱石がある感慨をこめ て言及したことは、注目される。というのは、ここには、彼が軍国主義に一定の距離をお いていたことが垣間みられるからである。こうした軍国主義に距離をおいた漱石像は一つ の問題提起たりうる。 彼は、この「奉悼之辞」から4年後で、彼の死んだ年のはじめ、東京朝日新間の「點 頭録」(1916)と題した連載記事で「軍国主義」を論じた。その要約は次のようである。

戦争一般、そして空前の大袈裟な第一次世界大戦も人間の倫理観を一変するようなもの でなく、弾丸、硝薬、毒ガス、肉菌、鮮血が人類の未来には貢献できなく、それを思えば、 気の毒で、悲しく、ばかばかしい、滑稽でさえある。軍国主義のドイツが連合国を撃ち破 るか、逆に連合国がどれほど抵抗するか。ドイツに代表される軍国主義が、イギリスとフ ランスで培われた個人の自由を破壊しさるかどうか。勝敗はどうでもよい。個人の自由を 重んじて、微兵制に反対していたイギリスで、強制微兵案が議会に提案されたとき、それ は圧倒的多数で可決された。このように、イギリスが精神的にドイツに負け、軍国主義が 勝利したとみるよりほかない。しかし、自分はもっと高い場所に登りたい。もっと広い眼 界から人間を眺めたい。この獰猛な軍国主義の活躍を、もっと遠距離から、もっと小さく 観察したい。腕力の発現である戦争は一つの手段に過ぎない。手段は目的より低級である。 目的の中身は別として、戦争は人間の目的ではない。それゆえに、軍国主義が成功すると しても、それは決して目的より上位にあるべきものではない。ドイツに鼓吹された軍国的 精神が、その敵国に多大の影響を与えたのを認めるが、同時に「此時代錯誤的精神が、自 由と平和を愛する彼らに斯く多大の影響を与えたことを悲しむ」。

漱石が自由と平和を愛し、軍国主義をそれらに敵対するものとみていたことは、この新 聞記事からよく理解できる。すなわち、彼は、その主張である自己本位のよって立つとこ ろの、個人の自由の存立を根本的に脅かすものとして、軍国主義に反対している。そして、 彼は日本の軍国主義に言及しないが、その論調は、日本の軍国主義にもあてはまるだろう。 こうした思いがあるためか、彼には次のように見えた。明治天皇は、軍国と学問を両立さ せ、優先されがちな軍国と両立させるほどにまで学問を持ち上げたと。そのために、彼は、 学問を持ち上げて軍国主義を抑制した明治天皇に強い共感を覚えたとしても、それは自然 である。しかし、今日では誰でも知っていることであるが、明治国家は、まさに富国強兵 の国是のもとに学問など文化一般を位置づけていた。それゆえに、象牙の塔は非難の対象 であり、学問も純粋に学問たりえなかった。「大学八国家ノ須要ニ応ズル」(帝国大学令第1 条)べきだというように、学問も国策の下にあった。それゆえに、まさに軍国も学問もと いうのが本当であった。その点、軍国優先の空気の中で、軍国と学問を両立させ軍国にブ レーキをかけたことは、明治天皇への漱石の評価のポイントにはなりえても、はたして、 そのような評価は、国家須要の学問という政策を批判した上でくだされたものであっただ ろうか。肯定的に答えるのは疑問である。

言い換えれば、「奉悼之辞」にみられるごとく、漱石は、明治天皇を賛美し、その権 威に依拠して目前の国家の活動を抑制しようとした。しかし、そうしたことは、そもそも 天皇と国家の活動の分離を前提とし、国家の活動のもっとも中心にある天皇への絶対的な 信頼からの批判に由来するというべきではないだろうか。もしそうなら、漱石には、天皇 への批判は心情的にもおきないといわざるをえない。それだけでなく、明治憲法体制は、

SS

そもそも国家の活動を天皇主権の権威に基礎づけたのであるから、国家の活動と天皇は分 離できないものであって、国家の活動の批判は天皇の批判につながらざるをえない。

ところで、明治憲法下において国家の活動は、実際には、政党政治にもとづくことを利 用してある程度批判できたこともあったが、より根本的に批判できるためには、国家の活 動と天皇を理論的にも実際的にも分離する必要があった。しかし、明治憲法に基づく政治 体制は、そもそも、天皇を政治の局外に置くことができたとはとてもいえない。たとえば、 太平洋戦争の開戦の詔勅とポツダム宣言受諾による無条件降伏の終戦の詔勅は、天皇自ら 政治的に行為したあきらかな例であるが、そのように天皇の国政へのかかわりは否定でき ない。まして、統帥権の独立によって軍隊は一切を天皇の命令に還元したがために、軍隊 のあり方を批判することは天皇を批判することとして許されなかった。

それゆえに、漱石が国家の活動と天皇とを分離し、天皇に依拠して国家の活動を批判す ることが出来たとしても、その範囲はすべての国家の活動に及びえない。したがって、彼 の自由主義的傾向の国家観は、国家に対して個人主義、自由と独立を保障しようとしなが ら、天皇に対しては心情的な受容の背景を持ち、そのために徹底的に国家の活動を批判し たり、権力に振り回されない個人主義あるいは自己本位を展開するほどのものでない。言 い換えるなら、そのようなものとして個人主義あるいは自己本位を展開していない。その ために、その国家観は、実際市民的自由を様々に制限した国家の活動を的確に把握する論 理になっていない。そうすると、彼のいう自己本位すなわち個人主義は、軍国主義には批 判的であっても、天皇制の国家主義と折り合いのうまくつく限定された内容になっていな いであろうか。

四 設問にあたって

「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」(=「君君たらずとも」と略する)と夏目漱石 の政治意識を検討したところ、これらの素材は、問題提起にそれぞれ独自な角度から答え ているが、その答えは当然限られた部分的なものである。しかし、社会科学的には、限ら れた内容の答えにも意味があるから、以下設問の形式をとりつつ、その答えの意味と問題 点を探ってみよう。 次の問題(1-32)には、それぞれa、b、c、d、eの答えが与えてあります。各問題に つき、a、b、c、d、eのなかから、最も適当と思う答えを一つだけ選び、解答用カー ドの相当欄にあたるa、b、c、d、eのいずれかのわくのなかを黒くぬって、あなたの 答えを示しなさい。

- 1. 「君君たらずとも」の内容として、日本で支配的な理解はどれか。
- a. 儒教の影響を受けた臣下の君主に対するエチケット
- b. 臣下の服従契約
- c. 勇敢と忠義の否定
- d. 封建的な身分制度
- e. 身命を賭した服従
- 2.「君君たらずとも」の意味の新たな研究成果とはどれか。
- a. 儒教的道徳の相互的な契約性
- b. 君主の態度を変えようとする臣下の強い態度
- c. 封建的な絶対的服従の再確認
- d. 抵抗権の指摘
- e. 天皇への忠誠
- 3. 受動的消極的な態度とかかわりのないものはどれか。
- a. 納税の義務
- b. 刑事被告人
- c. 公共の福祉
- d. 扇動
- e. 尊属遺棄
- 4. 積極的能動的な態度とかかわりのないものはどれか。
- a. 参政権
- b. 政治的批判
- c. 市民的不服従
- d. 国民審査
- e. 禁治産者

- 5. 立憲君主制の制度のうち、政党政治の発展によってもたらされた政治制度はどれか。
- a. 法律の範囲内での権利保障
- b. 機能的な権限の配分としての三権分立
- c. 議院内閣制
- d. 君主に対する大臣の政治責任
- e. 君主の専断的な憲法改正の禁止
- 6. 近代的な憲法を生み出した要素のうち、民主制と直接かかわるものはどれか。
- a. 名誉と中庸
- b. 衆愚政治
- c. ファシズム
- d. 恐怖政治
- e. 市民革命
- 7.国家の活動を可能な限り小さな、したがって消極的なものに限定しようとした自由主義 的国家論の特徴を示す言葉の組合せはどれか。
- a. 表現の自由、市民社会の自律性、福祉国家
- b. 表現の自由、市民社会の自律性、自由放任
- c. 表現の自由、市民社会の自律性、独占資本主義
- d. 市民社会の自律性、自由放任、福祉国家
- e. 自由放任、福祉国家、独占資本主義
- 8. 漱石の個人主義と対立する語群はどれか。
- a. 党派心、徒党、盲動、子分、仲間内、なれ合い
- b. 集団、徒党、軍国主義、国家主義、徴兵、同人
- c. 子分、七ひかり、オベッカ、正直、面従腹背
- d. 批評、自由、抵抗、尻馬、鵜呑み、気概
- e. 理非、空騒ぎ、啓発、学問、威圧、公平
- 9. 資料における漱石の考えの中にはないと思われるものはどれか。
- a. 個性の発展は、他者の個性の発展を妨げないものでなければならない。
- b. 個人が他者を害したかどうかは、法の規定に照らして判断される。
- c. 個性の発展は内在的道徳的制約によって限界づけれる。
- d. 自分が相手を尊重するように、相手にも自分の尊重を求める。
- e. 自由を束縛する中間的存在を問題にする。

S S 11

- 10.次の文章において、本文における私的自由と性質の異なるものはどれか。
- a. 義務心を持っていない自由は本当の自由ではない。
- b. 他人は、自己の個性の発展を勝手に相当の理由なくして妨害してはならない。
- c. 金を所有するものは、相当の徳義をもって、道義上害のないように使うべきである。
- d. 自己主張はするが、他人の自我は認める。
- e. 政府は気に入らないというだけで、巡査に私の家を取り巻かせた。
- 11.「人の世」を世界内在的此岸から考えるとはどういうことか。正しいものを選びなさい。
- a. 社会と国家がどうあるべきかを考えること
- b. 社会と国家が人々の契約によって成立すると考えること
- c. 社会と国家は「唯の人」が作るべきと考えること
- d. 社会と国家がどのように構成されているかを考えること
- e. 社会と国家を自己とのかかわりにおいて考えること
- 12.漱石は国家の活動の限界を述べているが、次の例と質的に同じものはどれか。 太平洋戦争下で、軍隊の上官は、体を服に合わせろ、足を靴に合わせろと無理難題を 下級兵士に要求した。しかし、これは国民の実行不可能な要求である。
- a. 国家が潰れる状況にないのに、国家は国民にしつこく我慢を要求する。
- b. 常住座臥国家のために頑張れ。
- c. 豆腐屋は豆腐を自分の生活の糧のために売るのであって、国のためではない。
- d. 国家のために飯を食い、顔を洗い、便所に行かせられては大変である。
- e. 国家の活動を支持せよ。
- 13.「奉悼之辞」の中に漱石の感情が現れている。漱石の考えと異なるものはどれか。
- a. 世間の皮相に騒ぎ立てる仰山な言葉使いへの反発
- b. 時代精神を象徴する人とともに生きているという感情
- c. 同じ釜の飯を食った仲間や戦友のように、歴史的体験を共有したという感情
- d. 明治国家の支配体制の歪みをあまり指摘しないで、それを肯定的にとらえる感情
- e. 殉死したい感情
- 14. 漱石が明治天皇の葬儀に際して示さなかった考えはどれか。
- a. 大元帥陛下
- b. 歴史に輝く天皇
- c. 非宗教的な天皇像
- d. 敬愛の念
- e. 哀悼の念

- 15. 天皇と漱石の関係について次のような意見がある。 漱石の個人主義は、明治の精神への信頼であった。その精神の中心には明治天皇がいた。その態度は、乃木大将と違い、天皇個人に対する武士道的な忠誠ではない。 この文章の「明治の精神」と最も近い言葉はどれか。
- a. 改良主義
- b. 開明進取
- c. 立身出世
- d. 愛国心
- e. 忠義
- 16. 漱石は、天皇と国家の活動を分離しているが、彼の考えを支える最も適当な主張はど れか。
- a. King can do no wrong.
- b. King never dies.
- c. The king reigns but does not govern.
- d. The crown is the symbol of the free association of the members of the States.
- e. The Emperor shall be the symbol of the state and of the unity of the people.
- 17. 国家の活動と天皇の分離について問題がある。天皇が影響を与えなかったものはどれ か。
- a. 天皇は、憲法外の機関である元老院を重視した。
- b. 明治憲法は信教の自由を保障したにもかかわらず、国民も植民地民も、天皇を最高の祭 司とする国家神道の神社参拝を強制された。そのとき、神社は宗教にあらずといわれた。
- c. 天皇は、軍隊を指揮命令する統帥権によって、二・二六事件の時、天皇自ら反乱将兵を 鎮圧しようとした。
- d. 裁判所は司法権を天皇の名においておこなった。
- e. 天皇は太平洋戦争の終戦の決定を下した。
- 18. 明治憲法の立憲主義的な側面を強調した人々はだれか。
- a. 安部磯雄、吉野作造、美濃部達吉
- b. 伊藤博文、山県有朋、井上毅
- c. 福沢諭吉、西郷隆盛、坂本龍馬
- d. 原敬、山本権兵衛、大隈重信
- e. 佐々木惣一、岩倉具視、内村鑑三

- 19. 漱石の考えと異なるものはどれか。
- a. 国家の危機においては、個人主義は制限される。
- b. 軍国主義は個人の自由に敵対するものである。
- c. 明治憲法体制下で、国家と天皇は分離できる。
- d. 明治天皇は軍国主義の下では学問を尊重できない。
- e. 明治天皇は敬愛の対象である。
- 20. 富国強兵になじまない考えはどれか。
- a. 象牙の塔
- b. 国策
- c. 国家須要の学問
- d. 軍国主義
- e. 国家主義
- 21. 自由意志の尊重とはどういうことか。
- a. 社会的正義である。
- b. 自己本位に縛られない自由な立場である。
- c. 奴隷の意志の反対で、自由人の意志である。
- d. 奴隷がもつ意志に対して主人のもつ意志である。
- e. 本人の意志を聞いてそれに従うことである。
- 22. 漱石は、1911年文部省から突然文学博士号を授与する通知を受け、それは受けられないと辞退して、学位記の証書を返却した。しかし、文部省は、すでに学位授与の手続を終えているのだから辞退の途はないと主張した。こうして、漱石は受け取らない、文部省は辞退の途はないというのだから、相互に見解が異なり遣憾であるといってものわかれになった。漱石の辞退理由をみると、自分は当局者と争う気はないとしつつも、受諾について自由意志を尊重してほしい、職業には分化発展傾向がある、専門の狭く細かい、しかし一般的知識の欠乏した博士の実例があり、自分はそうしたものになりたくないといった。以上の説明と資料に示された漱石の人柄から博士号辞退の意味を考えた時、その人柄と異なる説明はどれか。
- a. 博士号辞退は名誉や虚飾を嫌った厭世主義的な漱石らしい。
- b. 博士号辞退は、自己の姿勢を積極的に外部に宣伝した挑戦的な行動の一例である。
- c. 専門に対する一般的知識の必要をいっている。
- d. 漱石の国家権力との対決は、幸徳秋水、大杉栄のように、国家の枠をとびこえたアウ トサイダーの地点からのものでない。
- e. 漱石はある意味で臆病であり、内部的には燃えるような反逆精神をもちながらも、表

面上はつねに冷静なインサイダーとして終始し、また自ら意識して正体を見破られな いように努めていた。

- 23. 漱石と文部省の間に生じた博士号辞退では、私と国家の間が問題になる。しかし、漱石が博士号辞退を自己本位の問題としてとらえているかぎり、私と国家の間ではなくて、私人間が問題になる。そうすると、私と国家の間も、私人間と同様に、自己本位でとらえなければならなくなる。ところが、そのためには、自己本位が働く私とあなたの関係の「あなた」を拡張して、「あなた」に国家も含める必要がある。「あなた」をめぐる、以上の理解と異なるものはどれか。
- a. 「あなた」を広く解釈してもよい。
- b. 「あなた」は権力と金力の担い手でありうる。
- c. 常識的には「あなた」とは国家と関係のない言葉である。
- d. 兄と弟の例のように、兄は弟を妨げる力を持っている。
- e. 「あなた」は他者としての国家でもある。
- 24. 漱石の場合、市民社会は私人間として、国家は私と国家の間として理解されている。 一般的にみると、市民社会と国家の区別に立ったとき、市民社会の特質といえないも のはどれか。
- a. 市民社会では、契約の自由が原則である。
- b. 市民社会では、自力救済は排除される。
- c. 市民社会では、契約に基づく法が支配する。
- d. 市民社会では、市民が契約によって法を作る。
- e. 市民社会では、中間的存在がある。
- 25. 市民社会と国家の区別に立ったとき、国家の特質といえないものはどれか。
- a. 統治組織としての国家の目的は、自由と平等の保障である。
- b. 人権の中には圧制への抵抗もはいる。
- c. 国家では、人の支配がある。
- d. 国家では、憲法に基づいて国民代表が法律を作る。
- e. 国家では、一般意志の表明である法の支配がある。

- 26. 市民社会と国家を結合させる重要な手段はなにか。
- a. 選挙
- b. 自力執行の禁止
- c. 契約の自由
- d. 基本的人権
- e. 国民主権
- 27. 漱石は、「徳義」(=道徳、道義)を、自己本位あるいは私的自由のあり方を示すものという。そして私人間でも、私と国家の間でも、この「徳義」を同様に妥当させる。したがって、「徳義」は私人間のあるべきあり方を示し、国家のあるべきあり方も示す。「徳義」の性質について不適当な説明はどれか。
- a. 「徳義」は、個人の内面のあり方だから、国家とは関係がない。
- b. 「徳義」は、人権宣言の法と等しい意味を持っている。
- c. 「徳義」は、世界に共通な正直を意味する。
- d. 「徳義」は、万人も国家も守らなければならないものである。
- e. 「徳義」は、個人の内面にかかわりながらも、社会性をもっている。
- 28.漱石は、国家道徳は個人道徳よりずっと段の低いものであるという。例えば、国家は、 詐欺、ごまかし、ペテン、滅着苦茶をやる。しかし、国家の平穏なときには、徳義心 の高い個人主義を重んじたほうがよいという。漱石の望む個人道徳の意義に反するも のはどれか。
- a. 自分の納得しない意見をいわなくてもよい。
- b. 長いものには巻かれろ。
- c. 他者を害しないすべてのことをなしうる。
- d. 諌争する必要はない。
- e. 偽りを言うくちびるは、君たる者には似合わない。

- 29. 漱石は、「徳義」を私人間と私と国家の間の両方に共通な尺度とした。ここに、人権宣 言に近い側面をもった漱石の思想の独自性があるのだが、しかし、人権宣言とは異な る側面も指摘できる。では異なる側面を説明するのに不適当なものはどれか。
- a. 人権宣言の法の役割が、主観的な道徳意識に置き換えられている。
- b. 圧制への抵抗は、人々が権利侵害を客観的に認識するところから生ずるが、個人的で 主観的な、判断規準を共有しない道徳意識からは生じ難い。
- c. 漱石は市民社会に身をおくが、彼には国家は他律的存在である。
- d. 漱石は文学者であって、その政治思想を研究しても意味はない。
- e. 国法ではなくて「徳義」によって国家の活動を統制しようとするのは、市民社会の未 成熟と関係する。
- 30.漱石によると、職業の分化は不可避であるが、職業そのものは、人の為にすることが 自分の為にすることである。それゆえに、職業は、他人本位、一般社会が本尊になる。 漱石の職業観、社会観の特微と言えないものはどれか。
- a. 孤立した個人主義
- b. 予定調和
- c. 合理的な社会連帯性
- d. 神の見えざる手
- e. 市民社会の自律性
- 31.漱石は次のようにいう。日本人の行動と文化は、内発的でない、外発的である。これからは、自分本位の立場に足をすえて、自分自身の内面の要求を反省しつつ、舶来の刺激を批評として受けとり、自分自身の生命を自然に大きく育てて行く。足元を踏みかためる事を忘れてお祭騒ぎに目の眩んだ、日本人の無反省と軽薄とを日本の未来のために憎む。

漱石のこの日本人像を参考にして資料に主題をつけるとすれば、最も適当なものは どれか。

- a. 日本人の軽薄
- b. 自分本位と国家
- c. 内面の世界と外面の世界
- d. 内発性に基づく日本
- e. 機械的な変化への適応

- 32. 漱石は「当時の思想界、知性人の中で抜きんでた存在である」が、「なお、彼の中に<u>今</u> 日でも解決されないまま我々の引きずっている問題がある」と、資料にはあるが、そ の(下線の箇所の)意味内容について、著者がこれまでおもに論じていない見解はど れか。
- a. 自由は、市民的自由であり、人権としての普遍性と公的意義をもつということが、我々 にはなかなか認識されにくい。
- b. 個性の発展を妨げる勢力に対しては、いかなるものであっても抵抗も辞さないという社 会連帯的な意志形成や努力が、我々には欠けている。
- c. 自己の世界に閉じ込もり、世界への開放性も欠落しがちであり、普遍性も欠いた個人主 義は問題である。
- d. 批判的な政治意識が十分成熟しておらず、したがって国家の活動を深い次元で批判的に とらえる視点が、我々には欠如している。
- e. 「長いものには巻かれろ」という処世訓に示されるとおり、我々は、支配権力のあり 方とその実際上の行使に対する緊張感を失い、既成事実の前にやがて黙してしまう。